

令和 7 年度

	契約係用
	業者渡し用

業務委託仕様書

地下鉄北 12 条駅他 1 駅建築仕上及び  
付属物に関する安全対策検討業務

札幌市交通局 高速電車部 運輸課 運輸統括係

担当：山 口 翔 (232-1776)

# 仕 様 書

## 1 委託業務名

地下鉄北 12 条駅他 1 駅建築仕上及び付属物に関する安全対策検討業務

## 2 業務概要

対象地下鉄駅構内の壁及び天井面について、建築金物、建築仕上材、設備機器等設置物の脱落危険性を察知し未然に防ぐことを目的とし、現状を調査、把握、整理すると共に懸念部分についての改修方法を検討する。

## 3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

## 4 対象施設

札幌市営地下鉄北 12 条駅および北 18 条駅

所在地：札幌市北区北 12 条西 4 丁目／札幌市北区北 18 条西 4 丁目

竣工年：昭和 46 年／昭和 46 年

構造規模：SRC 造 地上 1 階、地下 2 階／SRC 造 地上 1 階、地下 2 階

## 5 一般要領

- (1) 本業務を実施する際には、事前に業務箇所を確認し、工程表および作業者名簿を提出するとともに、担当課と充分打合せを行い当局業務に支障のないよう円滑に履行すること。なお、本業務に従事する作業者については、関係資格又は、充分な経験を有した者を従事させること。
- (2) 業務履行にあたっては、不慮の事故等が発生した場合には、速やかに当局に報告するとともに、当局の指示に従い受託者の責任において一切を処理すること。
- (3) 本業務による作業時間は、原則として 24 時 45 分から翌朝 5 時 00 分までとするが、当局指示時間に対しても柔軟に対応すること。
- (4) 夜間作業時には、当局が認定する作業認定資格を有する者を現場責任者として立会させること。ただし、作業認定資格者がいない場合、当局職員または、当局が委託している各線の施設保守業者の職員を立会させること。なお、施設保守業者へ立会を依頼する場合、その費用については受託者負担とする。
- (5) 本業務に必要な工具・消耗品類・交換部品は、受託者負担とする。
- (6) 業務完了後の清掃、片付け等については、完全に実施すること。

## 6 業務内容

### (1) 計画準備

ア：業務実施にあたって、スケジュール、実施方針等を検討し、業務計画書を作成する。

イ：調査方法に則した仮設計画を立案し、発注者の了承を得る。

ウ：業務遂行に必要な協議打合せ及び結果報告を 3 回以上行うものとする。（初回、中間、成果品納品時）

### (2) 現地調査

ア：軌道内調査

地下鉄軌道上の天井面および設置物について、ひび割れ、漏水、発錆等の劣化変状や、がたつき等の設置不良の有無を確認し、その発生位置及び形状を記録する。

a 調査方法は、目視調査に加え、触診、打診など対象物毎に適宜選定し、発注者の同意を得た方法で実施すること。

b 全数調査を基本とする。

c 漏水受け金物についても設置物の一つとして扱い、その設置位置、範囲について整

理すること。

- d 防煙垂れ壁については、一部（一施設当たり 3 箇所程度）シーリングを撤去し、軸体緊結部の状態を直接目視により確認すること。また調査後、シーリング撤去箇所には、同種材料による部分補修を行い、止水性を確保すること。  
e 現地調査は原則、夜間作業とすること。

#### イ：軌道外調査

出入口階段やホーム、上下線連絡通路を含む駅構内の、利用客立入エリアにおける、壁面および天井面の建築仕上材や設置物および構造軸体について、ひび割れ、漏水、発錆等の劣化変状や、がたつき等の設置不良の有無を確認し、その発生位置及び形状を記録する。

- a 調査範囲には、見え掛かり部分に加え、点検口等から目視可能な範囲についても含むものとし、吊ボルト等の軸体緊結部分の状況も確認すること。  
b 調査方法は、目視調査に加え、触診、打診など対象物毎に適宜選定し、発注者の同意を得た方法で実施すること。  
c 全数調査を基本とする。  
d 設置物は、各種設備機器のほか、防煙垂壁や掲示板、点検口等の建築金物を含むものとする。なお、天井点検口については、開閉の確認や、当該点検口からの目視可能範囲についても確認し、整理すること。  
e 現地調査は原則、夜間作業とすること。  
f 調査中、速やかな対応が望まれる劣化その他の事象を発見した際は、直ちに発注者に報告するとともに、必要な対応の指示を仰ぐこと。

表 1 調査対象

調査範囲		調査部位	調査対象物		調査方法(想定)
軌道内	地下鉄軌道のうち、各駅のホームに隣接する部分	天井	構造軸体スラブ上裏		目視
			設置物	防煙垂れ壁	目視・触診 (一部シーリングの撤去を伴う)
				漏水受け金物	目視
駅構内	地上出入口からホーム、ならびに上下線連絡通路までを含む駅構内全範囲のうち、駅務専用エリアおよび便所を除く利用客立入エリア	壁および天井 (点検口等から目視可能な範囲を含む)	軸体面、湿式仕上面		目視
			仕上材	壁仕上材(湿式タイル、フレキシブルボード、他)	目視・打診
				天井仕上材および軽量鉄骨天井下地材	目視
			設置物	防煙垂れ壁、手摺、点検口	目視・触診
				表示板、掲示板、電光掲示板、時計、監視カメラ、スピーカー、盤壠、配管類他※	目視・触診

※脱落危険性に関与しない機器本体の不調は対象外とする

#### (3) 現況調査データ整理

各調査結果から得られる知見をもとに現況について整理する。

- a 調査対象の位置について、平面および立面的な位置を整理すること。なお、劣化変状や不具合発生箇所については、他と判別が容易になるよう表記することとし、

- 具体的な表記方法については、発注者と協議の上決定すること。
- b 調査対象の現況について説明すると共に、写真帳に整理すること。なお、写真帳は、上記 aにおいて整理した位置資料と対応するよう、記号番号等で適宜識別すること。
- c 目視調査の結果確認された劣化変状や不具合について、原因の考察を示すこと。

#### (4) 報告書とりまとめ

劣化変状や不具合箇所について、補修もしくは改修工法を検討し、とりまとめる。

### 7 適用図書

現地調査において確認された劣化変状や設置不具合ならびに緊結方法の是非については、公的な図書（表 2 に例示）を適用若しくは準用の上、評価することを原則とする。最終的な図書適用の可否については、発注者と協議の上決定する。

表 2 適用図書例

図 書 名	年 版 等
一般財団法人日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修支援センター「既存建築物の非構造部材の耐震診断指針・同解説」	令和 6 年版
社団法人建築・設備維持保全推進協会／「外壁落下事故防止対策-外壁タイル等の診断指針-」	平成 2 年版
社団法人建築・設備維持保全推進協会／「タイル外壁及びモルタル塗り外壁定期的診断マニュアル」	令和 5 年版
国土交通省大臣官房官庁営繕部／建築保全業務共通仕様書	令和 5 年版
一般財団法人日本建築防災協会／特定建築物定期調査業務基準	令和 7 年版
財団法人経済調査会／建築物修繕措置判定手法	平成 5 年版

### 8 資料提供

委託者は、契約した受託者に対し、必要に応じて本業務に関連する資料を提供する。内容については、当事者間の協議によるものとする。

### 9 業務の着手及び打合せ記録

- (1) 受託者は、業務に先立ち、作業内容、作業手順、作業範囲、作業従事者等を定めた業務計画書を作成し、委託者に提出するものとする。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するために、発注者と業務処理責任者は常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、必要と認めた場合は、適宜打合せを行い、協議録によって相互に確認するものとする。

### 10 資格要件

業務処理責任者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による 1 級建築士とする。

### 11 成果品

受託者は、次に掲げる成果品を提出するものとする。

- (1) 調査及び検討結果の内容をまとめた報告書を紙媒体で 1 部提出する。  
・報告書の規格は、A4 縦版、両面印刷を原則とする。
- (2) 報告書の電子データを CD-ROM に保存し、1 枚提出する。  
・報告書及び補足資料のデータ形式は PDF 形式とする。

## 1.2 その他

本仕様書、施設の調査及び報告書の作成等について疑義がある場合は、発注者と協議のうえ業務を進めること。